

令和8年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月12日提案分)

健康医療局

目 次

ページ

1	国民健康保険法施行条例 新旧対照表	1
2	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例 新旧対照表	2

1 国民健康保険法施行条例（平成29年12月28日条例第66号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条・第2条（略） （国民健康保険事業費納付金の徴収）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）で定めるところにより算定するものとし、政令第9条から第11条の2までに規定する医療費指数反映係数その他の係数等については、次条から第17条の5までに定めるところによる。</p>	<p>第1条・第2条（略） （国民健康保険事業費納付金の徴収）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）で定めるところにより算定するものとし、政令第9条から第11条までに規定する医療費指数反映係数その他の係数等については、次条から第17条までに定めるところによる。</p>
<p>第4条～第17条（略）</p> <p>第17条の2 政令第11条の2第1項第2号イ(1) <u>の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。</u></p>	<p>第4条～第17条（略）</p> <p>(新規)</p>
<p>第17条の3 政令第11条の2第1項第2号イ(2) <u>の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に掲げる数とする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第17条の4 政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に掲げる数とする。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第17条の5 政令第11条の2第5項第2号イ(2) <u>の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第18条～第25条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～3（略）</p> <p>(削除)</p>	<p>第18条～第25条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>基金は、令和6年3月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、政令附則第21条に規定するところにより、これを処分することができる。</u></p>

2 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年3月24日条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 その他</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態¹で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2の1の項(1)アにおいて同じ。）をする場合にあっては、(1)の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(3) 飲食店営業及び菓子製造業のうち、自動車において調理又は製造をする場合（飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）にあっては、3の項(4)、(9)、(12)及び(16)の基準を適用しない。</p> <p>(4) 飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2の1の項(2)において同じ。）にあっては、1の項から4の項までの基準は適用しない。</p> <p>(5) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、3の項(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びに前項(7)の基準を適用しない。</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 飲食店営業</p> <p>(1) 自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 その他</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態¹で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む）を含む_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。別表第2の1の項(1)アにおいて同じ。）をする場合にあっては、(1)の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(3) 飲食店営業及び菓子製造業のうち、自動車において調理又は製造をする場合_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>(4) 飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合_____にあっては、1の項から4の項までの基準は適用しない。（新設）</p> <p>(5)～(8)（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 飲食店営業</p> <p>(1) 自動車において調理をする場合_____。</p> <p>_____にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p>

改 正	現 行
<p>(3) <u>従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。</u></p> <p><u>イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。</u></p> <p><u>ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。</u></p> <p><u>オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</u></p> <p><u>カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。</u></p> <p>2～30 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>2～30 （略）</p>